

結婚コーディネーター概要

【事業の目的】

安芸高田市では、市内の少子化の一因とされる未婚の男女の増加に歯止めをかけるため、結婚相談員及び結婚コーディネーターによる結婚の支援並びに結婚を希望する男女の出会いの機会の創出を促進することを目的として、結婚縁結び事業を実施いたします。

【結婚コーディネーターに必要な人権意識】

結婚コーディネーターは、人と人を紹介して結婚まで導くこととなります。この人ならこの方があうなどいろいろな判断条件が伴い、紹介する中でいろいろな人権問題に遭遇することも考えられます

人権とは、人が人らしく幸せに生きていくために社会によって認められている権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利のことです。

日本国憲法でも、国民の基本的人権を保障しており、第14条で、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等の原則をうたっています。

しかし、日本の歴史には、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に強いられてきた問題があり、今日においても結婚などの問題を中心とする差別事案が後を絶っていない状況にあります。

人権問題には、女性の人権、障がいのある人の人権、同和問題、外国人の人権など様々あります。

結婚コーディネーターは、これらの人権問題に対する正しい認識を持ち合わせていることが必要です。

【職務等】

結婚コーディネーターの職務は、結婚コーディネーター連絡会議に出席し、結婚希望者に関する情報交換を行い、結婚相談員と連携し、結婚希望者を出会いから結婚まで支援していただきます。そして、カップリング交流イベントの企画などを協議していただきます。また、結婚希望者から提出される紹介カードを保管し、その情報を管理する必要があります。結婚希望者のプライバシーを守り円滑な職務の遂行をしなければなりません。

【広報等】

結婚コーディネーターは結婚希望者から結婚希望の連絡を受ける必要があるため、市の広報に氏名、住所、連絡先電話番号を記載した情報を掲載させていただきます。

【認定等】

結婚コーディネーターは、市長が認定し、任命します。その要件は、結婚縁結び事業の趣旨に賛同され、未婚の男女の情報を有し、円滑に縁結び事業に取り組める方とし、任期は1年で、再任は妨げないこととしております。

【結婚コーディネーター連絡会議・謝礼金】

結婚相談員が開催する、結婚コーディネーター連絡会議を月に1回程度開催します。連絡会議に出席されたときは、謝礼金7,000円を支給します。連絡会議では、結婚希望者の情報交換を行ったり、カップリング交流イベント事業の実施などについて協議を行います。

*カップリング交流イベント事業に参加されても謝礼金は支払いません。

【報奨金】

結婚コーディネーターの仲介により、結婚希望者が結婚し安芸高田市内に居住することとなったときは、婚姻1組につき報奨金を300,000円支給いたします。

【秘密の保持】

結婚コーディネーターは、登録者のプライバシーを守るため、職務上知り得た秘密を他には漏らしてはならず、また、職を退いた後も同様です。

市長は、次のいずれかに該当する場合は、認定の期間中であっても、認定を取り消します。

- ①結婚コーディネーターが、職務の執行を怠ったと認められるとき。
- ②結婚コーディネーターとして不適切と認められる行為を行ったとき。
- ③心身の故障その他の理由により職務を遂行することができなくなったとき。
- ④結婚コーディネーターを設置する必要がなくなったとき。

【研修】

結婚コーディネーターに認定された方には、人権を尊重する考え方を理解していただくため、市が実施する人権啓発研修に出席していただきます。人権問題に対する正しい認識を持っていただき、結婚のコーディネートをしていただきます。

*人権啓発研修に参加されても謝礼金は支払いません。主に平日の開催です。

【結婚コーディネーター認定にかかる誓約書】

結婚コーディネーターの認定を行うにあたり、面接後、結婚コーディネーター認定候補者の方に、結果通知および誓約書を送付します。誓約書を提出期限までに提出していただいた方を結婚コーディネーターとして認定し任命いたします。

結婚コーディネーターは、結婚希望者のプライバシーや人権を守らなければなりません。

結婚希望者が安心して自分の個人情報を提供することができるように、誓約書を提出していただきます。

【用語の説明】

- (1)未婚の男女 婚姻をしていない者(婚姻の予約者その他婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。)で、安芸高田市に住所を有する者並びに結婚を機に安芸高田市に定住を希望する者をいう。
- (2)結婚希望者 結婚を望み、結婚を前提とした出会いを求める未婚の男女をいう。
- (3)紹介カード 結婚希望者が自分自身を紹介するカードで、自己PRなどを記載した写真添付のカード(結婚希望者が結婚コーディネーターに提出します)